

確定申告が始まります

申告はお早めに！

平成24年分所得税の確定申告受付期間は、2月18日（月）から3月15日（金）までの1か月間です（土・日曜日を除く）。

期限間近になると大変混雑しますので、お早めに申告を済ませるようお願いいたします

期限内に申告しないと、後で所得税の他に加算税や延滞税を支払うことになる場合があります。

■ 申告案内

前年の申告実績に基づいた確定申告書（名前入り）は税務署から既に該当する皆様に送付されていますが（前年パソコン等を利用して申告された方は「お知らせがき」が送付されています）、それに伴う申告相談の案内状は随時税務課より発送する予定です。

申告に必要なもの

源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を照明する書類

※還付申告をする方は、利用金融機関の口座番号をメモし
てきてください。

※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書（はがきサイズ）が必要ですが、

▼国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が遺族年金や障害年金等から天引きされている方は、保険税等の領収書を送付されません。必要な方は税務課までご連絡ください。

所得のない方

所得のない方も申告が必要です。このような方にも案内状を送付しますが、ご案内したにもかかわらず申告に来られなかった方は、住民税や国保税等について正しい計算ができず高い税金、保険税等を納めることになる場合もありますので、必ず申告するようお願いいたします。

その他のお知らせ

年金受給者で所得税を天引きされている方の中には、確定申告すれば還付になる方もいらつしやいます。ご家族など代理の方でも結構ですのでお越しください。その際は、口座番号の控えを忘れずに持

参してください。

寄附金控除について

平成22年分から寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。また、平成23年分からは認定NPO法人や公益社団法人等への寄附についても寄附金控除が認められるなど、寄附金にかかる税優遇措置が拡充されています。

さらには、平成24年中になされた東日本大震災に係る義援金等についても寄附金控除の対象となります。寄附金控除を受けるためには、領収書等の添付が必要となりますので、申告の際に提示してください。

納税相談について

平成24年度の町税等について、何らかの事情によりまだ納めていない場合は、納付に関する相談を承っています。お気軽にご相談ください。

問合せ 税務課 ☎2513

▼ 早来地区の方

会場 保健センター2階
受付時間 8時30分～17時
（正午～13時を除く）

◆事業所得や不動産所得のある方などについては、日時を指定して相談日をご案内します（あくまで目安として指定します）。ご都合の付かない場合は別な日時にお越しください（結核です）。また、所得の裏付けのない方や諸控除の否認がある方、申告すれば税金が戻る方などには日時を指定しませんので、期間中に申告をするようお知らせします。

▼ 追分地区の方

会場 役場追分庁舎2階
受付時間 8時30分～17時
（正午～13時を除く）

▼今年も地区ごとに相談日を指定します（下表のとおり）ので、指定日にお越しください（指定日で都合の悪い方は別な日にお越しください（結構です））。

▶平成24年分確定申告・平成25年度住民税申告日程表（追分地区）◀

月 日	割当地域・対象者	月 日	割当地域・対象者
2月18日(月)	花園地区1～2丁目	2月26日(火)	白樺地区
2月19日(火)	花園地区3～4丁目	2月27日(水)	若草地区1～2丁目
2月20日(水)	柏が丘・緑が丘・中央地区	2月28日(木)	若草地区3丁目
2月21日(木)	本町地区1～4丁目	3月1日(金)～ 14日(木)	農業所得の方 一般の申告も受け付けます
2月22日(金)	本町地区5～7丁目		
2月25日(月)	青葉地区1～3丁目	3月15日(金)	その他の地区及び指定日に来れなかった方